

中野四季の森公園拡張整備における事業認可期間の変更及び瑕疵担保請求について

1. 事業認可期間の変更について

当初は平成 26 年度末の開園を予定していたが、新体育館・新庁舎の配置検討による拡張用地への影響が確定していないため中断していた公園整備の事業認可期間を 2 年延伸したので報告する。

当初期間 平成 24 年 6 月 27 日～平成 27 年 3 月 31 日

変更後 平成 24 年 6 月 27 日～平成 29 年 3 月 31 日

・今後の予定

平成 27 年度 基本設計・実施設計

平成 28 年度 整備工事

2. 瑕疵担保請求について

拡張用地内に建物基礎等の地下埋設物(コンクリート、レンガ等)が確認されたため、国有財産売買契約書(第 7 条)にもとづき国へ瑕疵担保の請求をすることにしたので報告する。

なお、瑕疵担保の請求期限が引き渡しの日から 2 年以内のため、今回概算費用で国へ請求の意思表示を行い、公園工事で数量が確定した時点で改めて国へ請求する。

土地所有権移転日 平成 25 年 4 月 12 日

概算埋設物量 約 261 m³

概算撤去費 5,585 千円